



片柳中学校だより

片柳

第5号 令和6年7月19日発行
さいたま市立片柳中学校
さいたま市見沼区大字御蔵551
TEL048-683-3173

<学校教育目標> 夢をはぐくむ学校 ○自ら学ぶ生徒 ○心豊かな生徒 ○心身を鍛える生徒

子どもの意見を尊重する

校長 加藤 明良

先日の夏祭りでは、天候にも恵まれ生徒たちのたくさんの笑顔を見ることができました。片柳地域の伝統文化の担い手として生徒たちも貢献できたのではないかと思います。伝統文化保存会の皆様をはじめ、保護者や地域の方々にあらためて感謝申し上げます。明日から夏休みに入りますが、生徒たちの見守りも含めて引き続きよろしく願いいたします。

さて、こども基本法が2年前に成立し、「こどもまんなか」をスローガンにこども家庭庁が発足して1年が経過しました。こどもに関する国や自治体の施策を各省庁や自治体がバラバラではなく、一元化して強力に推進していこうという趣旨で作られた組織だと私は捉えています。では、こども基本法の一部を紹介します。まずこどもとは何歳までなのか。法では18歳とか20歳と年齢で区切るのではなく、心と体の成長の段階にあることと定義しています。基本理念として次の6つが挙げられています。

- ①すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- ④すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること(こども家庭庁 HP より)

すべてあたりまえのことだと思いますが、現実には児童虐待、養育放棄、ヤングケアラーなど深刻な事態も起きています。学校は教育機関として特に②③④の基本理念を、しっかりと受け止め教育活動を進めていかねばなりません。③自分に直接関係することに意見を言える場を設定することは教育的にも重要です。毎年生徒総会での生活のきまりの見直しはそれに相当します。例年制服の廃止や細かなルール廃止が意見として出てきます。勿論、意見を出すことはとても大切なことですが、そもそもなぜルールが必要なのか。ルールが作られている理由やなくなった時に起きることを想像して話し合うことが大切です。昨年から修学旅行先も生徒の意見を聞いて決定しています。2年生は、1年生のときに投票により京都に加え大阪万博を見学する予定になっています。1年生は旅行先を5つの候補地から投票し、つい先日北海道に決定しました。この他にも、日頃の授業や部活動においても先生や親に言われたから、友達がやっているから、ではなく何を目標に何をどうしていくのか、自らの行動を自分でコントロールしていく力、自己調整力をつけていくことが大切です。

家庭や地域と共に、こども基本法の理念の下、こどもにとって最もよいことを優先して「こどもまんなか」社会の実現をめざしていきたいと考えます。